【掲載・撮影許可に関する規約】　　※2025 年 4 月改訂

１．掲載する写真はいずれも当院の許可が必要となります。

・当院では、無断で営利目的の撮影を行なうことを禁じているため、原則として、当院所蔵のもの、または写真家に著作権があるものを使用することとし、出所の不明なフォト・エージェントが所有する写真等を使用しないでください。
但し、写真家に著作権がある写真であっても、整備・修理前の写真は現状と異なるため、原則として使用を認めません。鳳凰堂外観を含む庭園は 2014 年 10 月以降、鳳凰堂阿弥陀如来坐像は 2007 年 10 月以降の写真であることが条件になります。
特別な理由により修理前状況の写真が必要な場合は、別途理由を明記した内容をお伝えいただき、当院が認めたものに限り、許可する場合があります。

・写真のトリミングなど改変・加工は当院の許可無く行なわないでください。
また、鳳凰堂や仏像等の礼拝対象、文化財の画像の上に文字や装飾を重ねることはご遠慮ください。

・公開期限は原則２年間とし、延長を希望する場合や、再版・再放送の場合は都度申請をしてください。

・申請した目的以外での使用（二次使用）、第三者への貸与・譲渡・交付は認められません。

２．当院が提供する画像に希望するカットがない、または映像を希望される場合、
下記の事項に同意される場合にのみ新規の撮影を許可します。

・新規の撮影の許可は、企画の内容に基づき当院にて可否を決定します。

・撮影可能な場合でも、当院都合により、ご希望の日程でお受けできない可能性がございます。

・撮影時間は、拝観時間外のみ（8 時 20 分以前、または 17 時 40 分～日没まで）とし、拝観時間中の撮影は不可となります。

・撮影可能箇所は、庭園及び鳳凰堂外観（原則正面扉は閉扉）、茶房藤花です。
鳳凰堂内部の撮影は文化財保護の観点からお断りしておりますが、ミュージアム鳳翔館内での撮影は一定の条件下のみ許可する場合があります。

・撮影は当院職員の立会いのもとに行なうこととします。

・撮影した写真・映像等の二次使用は厳禁とし、再度の使用にあたっては、その都度、使用についての申請をしてください。その際、古い映像や報道番組のために撮影された映像は使用をお断りすることがございます。

３．掲載・出版・放映にあたっては、以下の事項について遵守してください。

・誤った使用方法ならびに記事の誤記や誤植を防ぐため、原稿は事前に当院による校正を経てください。
なお、校正の際はスケジュールに余裕をもってご連絡いただきますようお願いいたします。

・当院が提供する素材には「©平等院」または「提供:平等院」、新規撮影映像の場合は「協力:平等院」といったクレジットの表記をお願いします。

・掲載誌・放映番組の DVD 等の成果物については、1～2 部を当院に寄贈してください。
なお、送付にかかる費用は申請者がこれを負担いただきますようお願いいたします。
（必要な部数は媒体によって異なりますので、お送りするメール内容をご確認ください）

・掲載・出版・放映予定月の翌々月末までに、当院に一定額以上の志納をお願いしています。
お納めいただく金額はご予算の範囲内でお決めいただきますようお願いいたします。
ご請求書または寺納証（領収書）の発行も可能です。
なお、下記に該当する場合は志納料を免除いたします。

＜旅行情報媒体、募集ツアー等の広告物、広報パンフレット類、その他非営利目的と認められるもの＞

なお、以上の事項に従っていただけない場合、今後当院に関わる一切の写真・映像等の使用を許可できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

宗教法人　平等院